

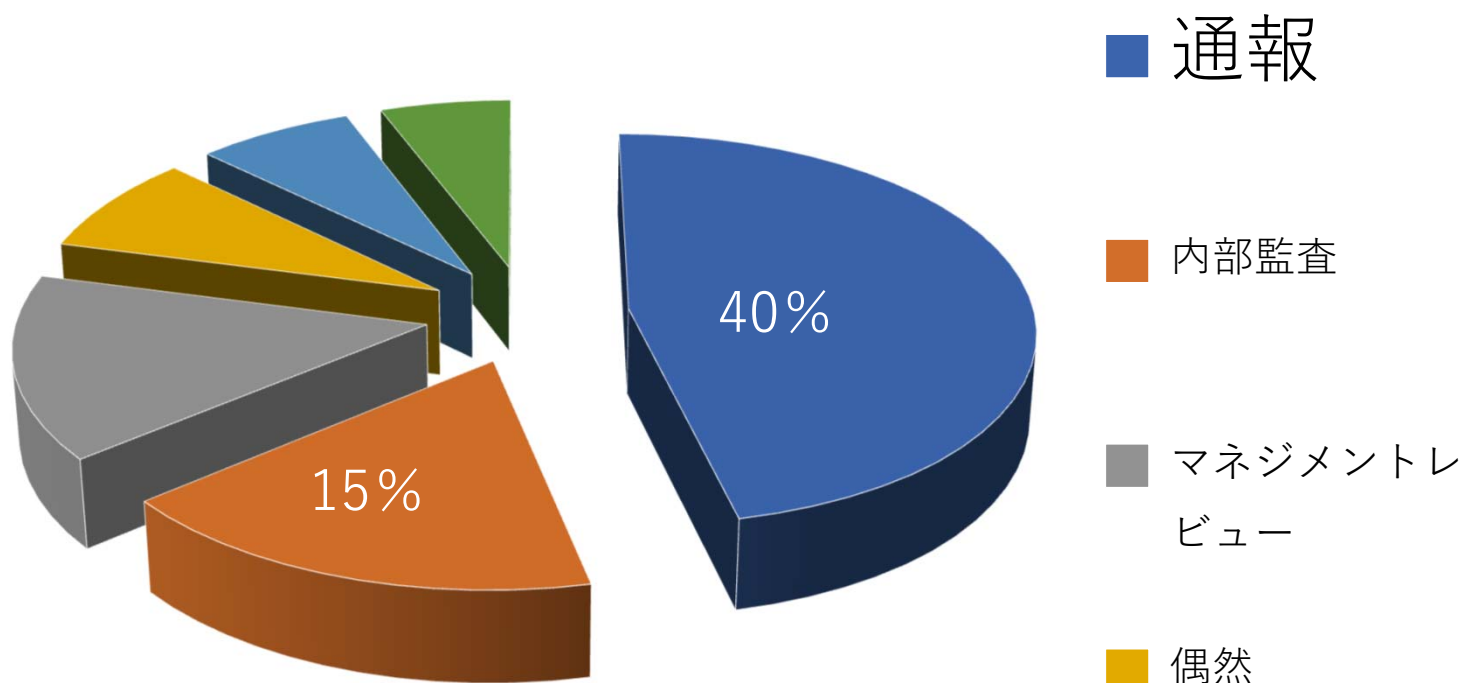
令和元年 消費者庁主催「民間事業者向け内部通報制度の整備・運用に関する説明会」

内部通報制度に関する内部規程例

弁護士法人ほくと総合法律事務所	弁護士	中	原	健	夫
のぞみ総合法律事務所	弁護士	結	城	大	輔
弁護士法人ほくと総合法律事務所	弁護士	横	瀬	大	輝

不正発見の第一の手段は内部通報

(「職業上の不正と濫用に関する国民への報告書 (2018)」和 P16~)



実効性向上のための内部規程のポイント

安定的・継続的
取組み

情報管理
秘密保護

調査の充実・
適正確保

経営陣不正
への対応

通常ラインを
鍛える

子会社・
グループ会社も

大企業版 ～ 民間ガイドラインとの関係

- II. 1. (1) (内部規程の整備)

内部規程に通報対応の仕組みについて規定し、特に、通報者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止及び通報者の匿名性の確保の徹底に係る事項については、十分に明記することが必要である。

- 通報対応の仕組みについて、どこまで規定するか？

- 通報者の匿名性の確保の徹底に係る事項 = 情報管理の重要性

大企業版 ～ 審査基準との関係 【参考】

- 審査項目（全38項目）

必須項目（全25項目） + 任意項目（全13項目）

例えば、No.2（必須項目）は、

審査項目	内容
経営トップによるメッセージの発信	経営上のリスクに係る情報を、従業員等から可及的早期に受信して企業価値の維持・向上を図るためには、従業員等が安心して内部通報制度を利用できる環境を確保する必要があるが、そのために、コンプライアンス経営推進における内部通報制度の意義・重要性等に対する経営トップの本気度を従業員等に明確に示すこと。

大企業版 ～ 審査基準との関係 【参考】

- 登録申請書

- 制度整備（Plan）

- ～制度整備をしていますか

- ～関連する主な取組を記載してください

- 上記取組を裏付ける資料の概要を記載し、～

- 実施（Do）

- ～制度に則り取組を実施していますか

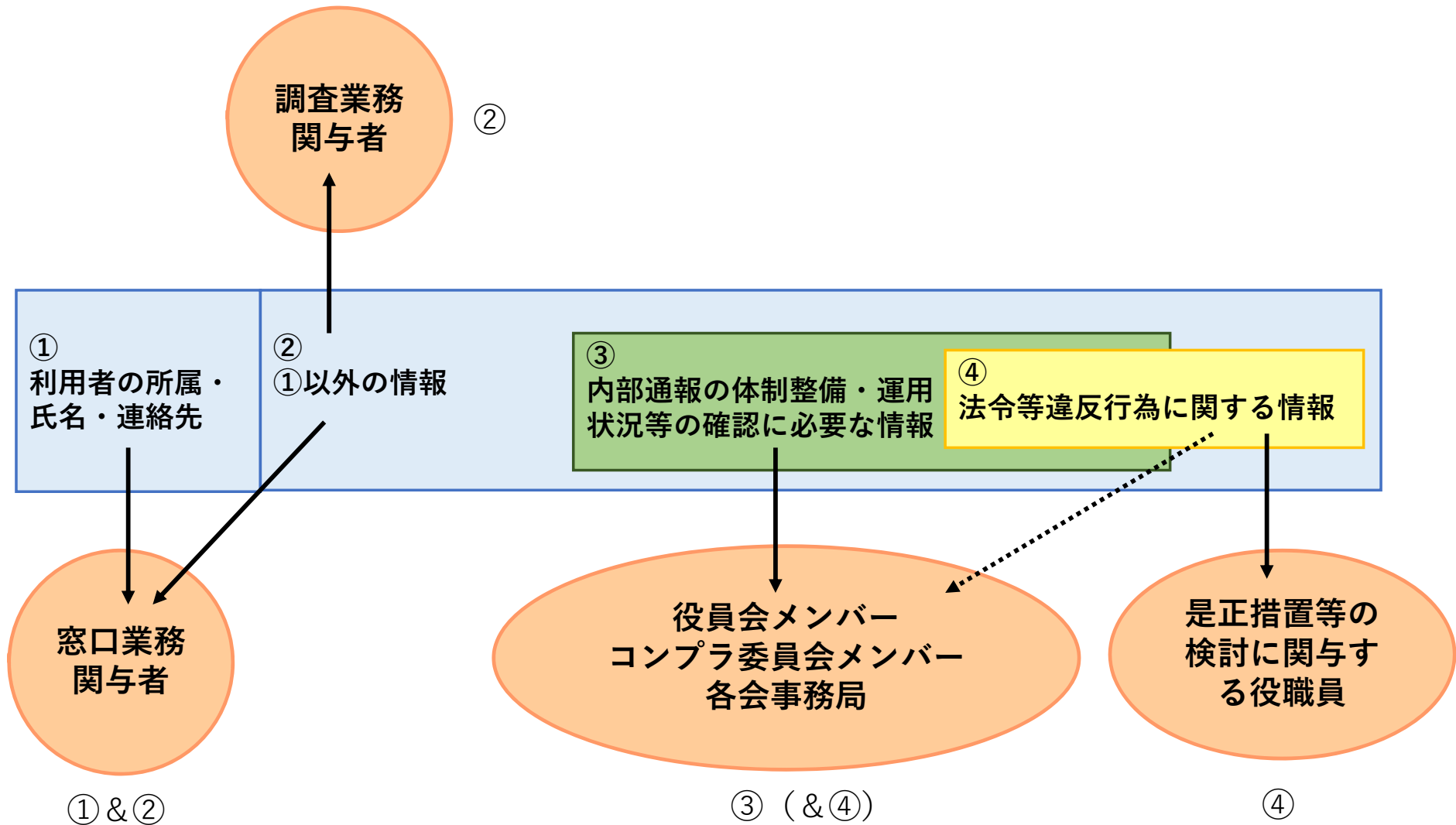
- ～関連する主な取組を記載してください

- ～上記取組を裏付ける資料の概要を記載し、～

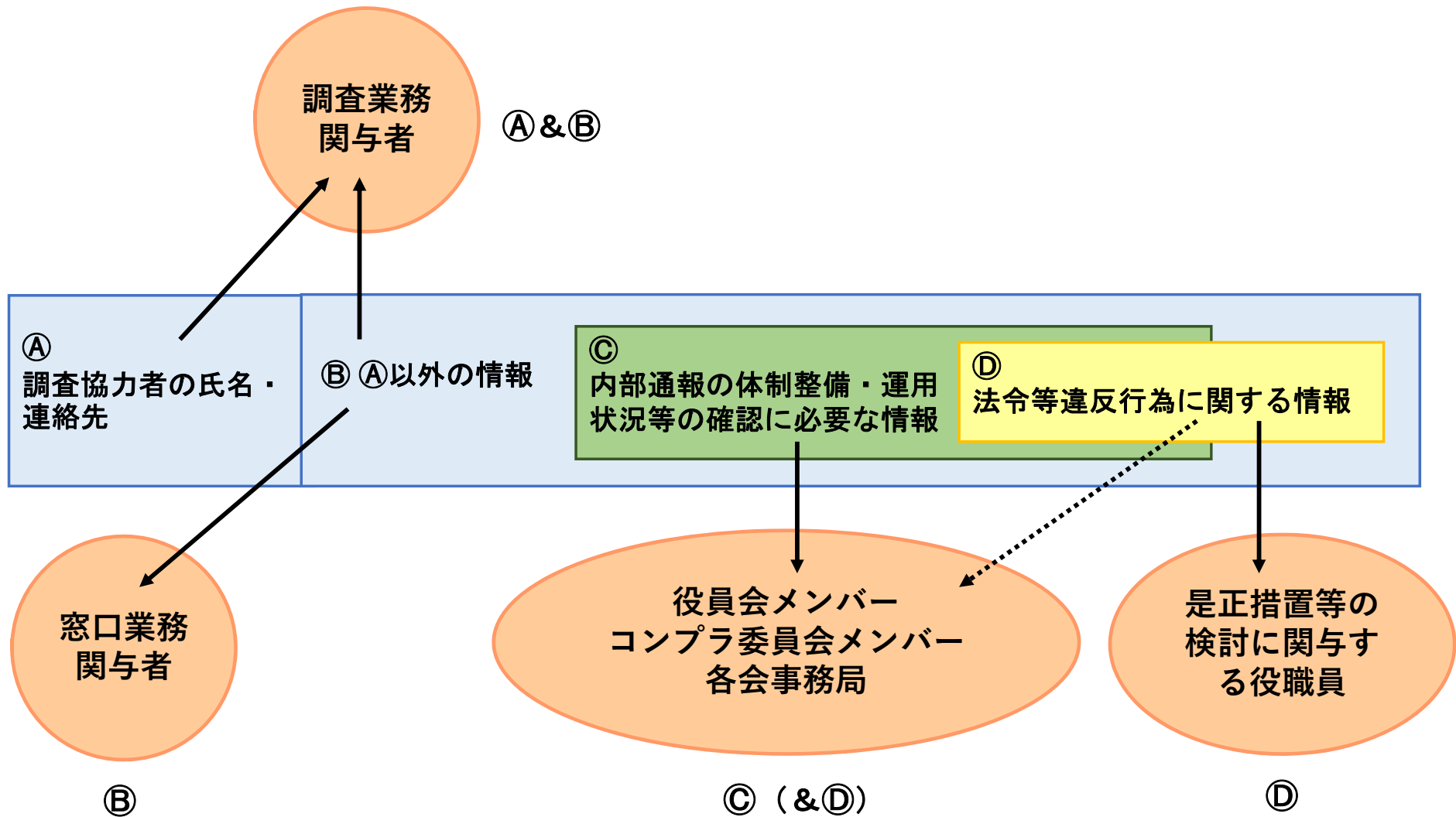
大企業版 ～ 情報管理

- 目的 ～ 通報者及び調査協力者の保護
- 第6条第1項 ～ 本件窓口利用者からの通報により得た情報
 - 「別に定める範囲」：細則1項～3項、7項
- 第6条第2項 ～ 調査協力者からの通報により得た情報
 - 「別に定める範囲」：細則4～7項
- 別に定める範囲を超えた情報共有 → 予め明示的な同意必要
- 本人の特定可能性に関する配慮：細則8項

窓口利用者から得られた情報の取扱い（原則）



調査協力者から得られた情報の取扱い（原則）



大企業版 ～ 調査

- 目的 ～ 事実確認（情報管理には留意）
- 第7条第1項本文 ～ 原則的な調査主体
- 第7条第1項但し書・第2項 ～ 事案に応じた調査主体の追加
- 第7条第4項 ～ 調査における外部専門家の活用
 - 調査業務関与者に対する情報共有：細則2項、4～5項
- 第8条 ～ 協力義務

大企業版 ～ 経営陣から独立した通報ルート

- 目的 ～ 経営陣不正の内部通報促進、経営陣に対する牽制
- 第4条第1項第2号 ～ 監査役窓口
- 第7条第3項 ～ 原則的な調査主体
- 第7条第3項但し書 ～ 事案に応じた調査主体の追加
- 第7条第4項 ～ 調査における外部専門家の活用

大企業版 ～ その他

- 経営トップの責任の明確化
 - 第1条（目的）
 - 第3条第1項（内部通報の体制整備）
- リーニエンシー
 - 第19条（自主的な通報の取扱い）
- 通報・窓口・調査貢献への評価
 - 第20条（通報に対する評価）
- 研修
 - 第21条第2項（代表取締役社長を含む全ての役職員への研修）
- 意見聴取・社内外への説明
 - 第22条第1項第4項

大企業版 ～ 通常ラインとの関係

- 公益通報者保護法第3条第1号（1号通報＝内部通報）
「当該労務提供先等に対する公益通報」
→ 従業員が所属部署の上長に対して通報したら？
- 通報とは？
→ 具体的な事実関係を明らかにすること
- 第16条 ～ 通常ラインにおける通報者等の保護

子会社も利用可能とする場合

- 親会社側の内部規程例
 - 親会社窓口を子会社役職員も利用可能（第4条第3項）
 - 子会社事案が窓口に通報されたら？
第7条第2項・第5項、細則第1項但し書等
- 子会社側の内部規程例
 - 子会社として親会社窓口も指定（第4条第1項第3・4号）
 - 子会社事案が親会社窓口に通報されたら？
第7条第5項、細則第1項第3・4号等
 - 子会社事案の親会社への報告は？（第11条）

中小企業版

- 内部規程例は、大企業版に比べて簡略的な内容
- 自己適合宣言登録制度の制度整備（Plan）という観点からは不十分だとしても、中小企業においても内部通報制度を整備していくことに意義あり
- 中小企業こそ外部窓口の設置が重要
 - 業界団体版

ご清聴、ありがとうございました。

弁護士法人ほくと総合法律事務所	弁護士	中	原	健	夫
のぞみ総合法律事務所	弁護士	結	城	大	輔
弁護士法人ほくと総合法律事務所	弁護士	横	瀬	大	輝